深川市•妹背牛町•秩父別町•北竜町•沼田町

北空知成年後見相談センターご案内

こんな心配や悩みはありませんか?

ひとり暮らしの母の認知症が進行して きたので、今後の生活が心配・・・





最近、もの忘れがひどくてお金の管理 とか契約のこととかが心配・・・





障がいのある子どもの支援を家族が できなくなったとき、子どもが 一人で生活できるか心配・・・ 成年後見制度について詳しく知りたい 成年後見制度などの手続きが わからない?・・・



このような相談に応じます

北空知成年後見相談センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が 十分でない方が一人で契約や財産管理をすることが難しくなっても、地域で安心して暮らせ るように成年後見制度の相談や利用について支援を行います。

北空知成年後見相談センターは北空知 1 市 4 町の委託を受け、社会福祉法人 深川市社会福祉協議会が運営しています。なお、成年後見制度の相談は、北空知各市町の担当所管で引き続き対応しており、北空知成年後見相談センターと連携して取り組みます。

成年後見制度とは、どのようなものか

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方に対して、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結んだり、不要な契約を取り消したりすることによって、本人の生活や権利を守る制度です。

成年後見制度には、すでに判断能力が低下している人のための<u>『法定後見制度』</u>と今は元気だけど将来的に判断能力が低下した場合に備えるための<u>『任意後見制度』</u>があります。

【こんなときに利用できます】

例えば・・・

- ○医療や福祉サービスの手続きや契約がよくわからない
- ○何にお金を使ってしまったのか思い出せない
- 〇よくわからないけど、必要ない契約をしてしまった
- 〇将来、認知症になった時、財産の管理等が心配



・・・など

〇『法定後見制度』とは

・<u>『法定後見制度』</u>は、すでに認知症、知的障がい、精神障がい等により自分自身で法律行為を行うことが難しい場合に家庭裁判所が適任と思われる援助者を選任する制度です。本人の判断能力の程度や状況に応じて**『後見』『保佐』『補助』**の三つの類型があります。

〇『任意後見制度』とは

- ・<u>『任意後見制度』</u>は、将来、自分の判断能力が不十分になったときに自分に変わって自分のために財産を管理してもらったり、福祉サービスの利用契約などを行ってもらえるよう、元気なうちにあらかじめ自ら選んだ人(任意後見受任者)と<u>※公正証書</u>により契約し、依頼しておく制度です。
- ○委任する委任契約内容は、本人の希望によって設定できます。
- 〇任意後見監督人が選任されたときから、その契約の効力が生じます。
- 〇任意後見監督人選任前ならば、いつでも契約変更や解除ができます。また選任後は家庭裁判 所の許可があれば解除できます。
- ※<u>公正証書</u>とは、一定の事項(契約の成立など)について、公証人が書証として作成し、内容を証明する 書類のことをいいます。

〇成年後見人等の役割とは

【身上監護】本人の意思を尊重し、心身状態や生活状況に配慮した支援を行います。

例) 福祉施設の入退所に関する契約や支払い・福祉サービスの利用手続き・定期的に訪問し 生活状況の確認など

【財産管理】本人の資産や収支内容を把握し、本人のための支出と計画的に行います。

例)預金通帳や印鑑の管理・収支の管理・不動産の管理・本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取消しなど

〇法定後見開始の申立てに必要な費用について

	補助	保佐	後見
申立手数料(収入印紙)	800円※1	800円※2	800円
登記手数料 (収入印紙)	2,600円	2,600円	2,600円
その他	連絡郵便切手※3 鑑定料※4		

- ※ 1 補助開始の審判をするには、補助人の同意権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりませんが、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円が必要になります。
- ※2 保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることに要する行為を追加する審判の申立 てをするには、申立てごとに別途、収入印紙800円が必要になります。
- ※3 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。
- ※4 後見と保佐では、必要なときには、ご本人の不安の程度を医学的に十分確認するために医師による 鑑定を行いますので、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほと んどの場合、10万円以下となっています。
- (※) 申立てをするには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要です。これらを入手する ための費用も別途かかります。

法定後見制度の利用開始後に、成年後見人等から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、 報酬の支払いが必要となります。

〇任意後見契約公正証書の作成に必要な費用について

作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1, 400円
登記所に納付する印紙代	2,600円
その他	ご本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手
	代など

上記費用とは別に、任意後見監督人選任の申立て費用が必要となります。

契約の内容によっては、任意後見人に対する報酬の支払いが必要となります。

また、任意後見監督人から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、報酬の支払いが必要となります。

〇法定後見制度の3類型

類型		後見	保佐	補助	
本人の状態		判断能力が 全くない方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 不十分な方	
家庭裁判所に申立ができる人		本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長、任意後見人など			
保護・支援する人		成年後見人	保佐人	補助人	
申立について本人の同意		不要	不要	必要	
代理権	代理できる行為	財産に関するすべての 法律行為	申立の範囲内で 家庭裁判所が定める 特定の法律行為	申立の範囲内で 家庭裁判所が定める 特定の法律行為	
	代理権付与につい ての本人の同意	不要	必要	必要	
同意権	取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の法律行為	民法13条1項※ 所定の行為、申立の 範囲内で与えられた 特定の法律行為	申立の範囲内で 家庭裁判所が定める 特定の法律行為	
取消権		日常生活に関する行為は除く			
	同意権・取消権付 与についての同意	不要	不要	必要	

※民法13条1項(保佐人の同意を要する行為等)

- (1) 元本を領収し、又は利用すること。
- (2)借財又は保証をすること。
- (3) 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- (4)訴訟行為をすること。
- (5)贈与、和解又は仲裁合意をすること。
- (6) 相続の承認、放棄又は遺産の分割をすること。
- (7) 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を 承認すること。
- (8)新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- (9) 第602条(短期賃貸借)に定める期間を超える賃貸借をすること。

成年後見制度利用までの流れ

法定後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないため、財産の管理や福祉サービスの契約はできない

任意後見制度

将来に備え、公正証書で代理人 (任意後見人)と契約を結ぶ



判断能力が不十分になっとき



後見・保佐・補助 開始の申立て

※申立ては本人、配偶者、四親等内親族市町村長等

家庭裁判所 **申立て**

【申立てに必要なもの】

申立書、戸籍謄本、住民票、 登記されていないことの証 明書、診断書、財産目録など 任意後見監督人 申立て

※申立ては本人、配偶者、四親等内親族、任意後見人等



家庭裁判所 **審判手続き**



審問:必要に応じ、裁判官による事情の聞き取り

調査:家庭裁判所調査官による調査(申立人、本人、後見人等候補者)

鑑定:後見と保佐は、本人の判断能力について鑑定

※省略される場合もあります。



家庭裁判所

審判

後見人等の選任





支援の開始



北空知成年後見相談センターの役割とは

◇広報・普及啓発◇

- 〇住民や関係団体の方々に対して「成年後見制度」の理解を深めるための 情報発信を行います。
- 〇「成年後見制度」に関する講演会や研修会を住民や関係団体の方々を 対象に実施します。



◇相 談◇



- ○判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとについて 相談に応じます
- 〇「成年後見制度」の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えます。
- 〇相談内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活 できるよう支援します。

◇手続き支援◇

○「成年後見制度」の利用が必要な方やその家族・関係機関のみなさまが 制度を利用しやすくなるように、法律に関する関係機関と連携しながら 申立て手続きを支援します。



◇市民後見人の養成と活動支援◇

〇ご本人にふさわしい成年後見制度の利用に向け、生活の身近な立場で支援 する「市民後見人」の養成・フォローアップ・活動支援を行います。

※「市民後見人」とは、親族や専門職以外の市民による後見人で、成年後見制度利用者に対し、身近な立場で支援する新たな担い手です。

北空知成年後見相談センター(社会福祉法人 深川市社会福祉協議会) 〒074-0003 深川市3条18番36号(深川市総合福祉センター内)

TEL 0164-26-2411 FAX 0164-22-1443

窓口開設時間 月曜日から金曜日/8 時 45 分から 17 時 15 分

※土日・祝日・年末年始 (12月29日~1月3日)はお休み